

「蕨市障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（案）」に対するパブリック・コメント（意見募集）結果

1. 案件

「蕨市障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（案）」

2. 募集期間

令和2年12月1日（火曜日）～令和2年12月21日（月曜日）

3. 意見の件数（意見提出者数）

13件（4人）

4. 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	主な該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	第4章 障害者計画の施策展開	障害者計画は施策を推進していく行動計画として位置付けられているが、施策の内容の中に、具体的な数値（例えばグループホームを何か所整備するなど）の記載がない。具体的な施策名や事業名などを記載してもう少し推進してほしい。	障害者計画は、市の障害者施策の方向性を示す長期計画であり、数値目標については、国が示す基本指針に即して実施計画である障害福祉計画、障害児福祉計画に盛り込むこととしておりますが、当該基本指針には、グループホームの設置について、数値目標は設定されておらず、現状見込むことが困難であることから記載は行いません。
2	第4章 障害者計画の施策展開	P.60の「相談支援体制の充実」で、「福祉・保健・医療・教育・地域の社会資源等との連携を図りながら」と記されているところに「介護」も入れてほしい。	基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備 基本目標(1) 相談体制と情報提供の充実 施策名「33 相談支援体制の充実」の施策内容に「介護」を加えます。
3	第4章 障害者計画の施策展開	P.62の「施策の方向③計画相談支援体制の確保」で、高次脳機能障害児・者の相談人数を数値目標として位置付け、高次脳機能障害児・者の相談支援体制の整備を図ってほしい。	障害者計画は、市の障害者施策の方向性を示すものであり、数値目標の位置付けは行っておりません。計画相談支援体制の確保については、高次脳機能障害のある方を含むすべての障害福祉サービスを利用する人を対象としているため、このままの表現といたします。

No.	主な該当箇所	意見の概要	市の考え方
4	第5章 障害福祉サービス等の推進	高次脳機能障害児・者支援が、障害福祉サービスや障害児通所支援などで適切に実施できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を行っていくことを記載してほしい。	基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備 基本目標(2) 人材育成とサービスの質の向上において、サービスの質の向上と福祉に関わる人材を確保、育成していくことについて課題として位置付けております。様々な障害がある中で、あえて高次脳機能障害児・者支援のみに限定するべきではないと考えるため、このままの表現といたします。
5	第4章 障害者計画の施策展開	P.73の「施策の方向②意思疎通支援の充実」のところで、高次脳機能障害児・者が、意思疎通支援事業のサービスの対象であること、そのサービスを入院中も利用できることを記載してほしい。	意思疎通支援事業の対象となる方の記載について、「意思疎通を図ることに支障がある障害のある人」に修正します。また、利用の要件については、細かい記述が必要となるため、本計画中には記載は行いません。
6	第4章 障害者計画の施策展開	蕨市に入所施設あるいは日中型グループホームを設置することについて計画に入れてほしい。	基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実 基本目標(3) 暮らしの場の確保において、課題として位置付けております。
7	第4章 障害者計画の施策展開	P.77の98の欄の「グループホーム等の確保に努めます」に比べて、P.78の103の欄の「入所施設の確保のための協議・検討」は弱く感じる。三市で協議、情報交換していても、蕨市としてリーダーシップをとる表現にしてほしい。	地域生活の場としてのグループホームの整備については、国・県ともに必要性を示しております。ただし、入所施設については、国が地域移行を進めるという観点から、基本的に新規の入所施設の設置を認めない方針を示しております。このような状況を踏まえ、引き続き南部障害保健福祉圏域での協議、情報交換を通して入所施設の確保の検討に努めてまいりますので、このままの表現といたします。

No.	主な該当箇所	意見の概要	市の考え方
8	第5章 障害福祉サービス等の推進	地域生活支援拠点については、第4期の計画から1か所確保して推進していくと記載されているが、検討しているのか。面的整備でも構わないので、確保してほしい。	この度、障害者計画の基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備 基本目標(3)地域生活支援拠点の整備において、課題として新たに位置付けております。あわせて障害福祉計画の数値目標としても1つ以上確保することを基本とするとしておりますので、引き続き、蕨市にあった地域生活支援拠点に必要な体制の整備に取り組んでまいります。
9	第5章 障害福祉サービス等の推進	P.98(パブコメ時)の「(5)障害児支援の提供体制の整備等」のところで、小児高次脳機能障害への支援について、何らかの形で記載してほしい。	障害福祉計画では、国の基本指針に基づき、定めることが示されている施策についての数値目標等を設定しておりますので、基本指針に記述のないものの記載は困難であります。小児高次脳機能障害のある人への支援については、P.86、87に記載の基本目標(2)子どもの成長への支援の充実 の中に含まれるものと考えております。
10	第5章 障害福祉サービス等の推進	P.105の「自立訓練(機能訓練)」が、対象が身体障害者となっておりますが、要件が緩和され、高次脳機能障害など精神障害の人でも機能訓練を利用できるようになっているので、訂正してほしい。	2 障害福祉サービス等の見込量 (2)日中活動系サービス【サービスの概要】について、「対象：身体障害者」を削除し、記載の内容を一部修正いたします。
11	第5章 障害福祉サービス等の推進	P.107の「サービス見込量」で共同生活援助は令和3年度が8名増え、その次からは2名ずつ増えている。施設入所では令和3年度に3名増え、その後は増えていない。この2つの数字の増え方の根拠は何か。	令和2年度実績値は、共同生活援助が47人、施設入所支援が46人となっております。共同生活援助については各年伸びを見込み、施設入所については、待機者もいる状況を考慮した上での見込量としています。なお、P.18に居住系サービスの実績値を記載しております。

No.	主な該当箇所	意見の概要	市の考え方
12	第6章 成年後見制度の利用促進	P.115（パブコメ時）の「第6章成年後見制度の利用促進（蕨市成年後見制度利用促進基本計画）」の成年後見制度の説明のところで、「認知症、知的障害、精神障害」を例示しているが、申立書に記載されている「認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害」などを例示として記載してほしい。	成年後見制度の説明については、国・県の資料等を参考に、同様の表現で記載しております。
13	その他	蕨市徘徊高齢者等家族支援サービスの対象に、記憶障害や地誌的障害のために徘徊してしまう高次脳機能障害の方も含め、その旨を周知していくことを記載してほしい。	各サービスの利用の要件については、細かい記述が必要となるため、本計画中には記載は行わず、今後も窓口やホームページ等とおして周知に努めてまいります。